

甲状腺超音波検査の結果についての解説

(A1)と判定された方およびその保護者の皆様にお伝えします。

異常所見は認められませんでした。

次回の検査も受診されることをお勧めします。

(A2)と判定された方およびその保護者の皆様にお伝えします。

小さな結節(しこり)や、液体が入っているだけの袋(嚢胞^{のうほう}といいます)の場合は、通常の診療においても、検査や治療の対象とならずそのまま経過を観察します。自然退縮(自然に縮んでいくこと)もみられることもありますので、次回の検査の時期に再度検査することで十分と判断いたしました。

次回の検査も受診されることをお勧めします。

(B) 二次検査を勧められた方およびその保護者の皆様にお伝えします。

二次検査の対象となった皆様の大部分は良性の結節(しこり)であることが予想され、(今回の原発事故)以前から存在していた可能性が高いと考えられます。念のため二次検査(超音波検査(精密)、血液検査、尿検査)を行います。なお、甲状腺超音波検査(精密)次第では穿刺吸引細胞診を行う場合があります。

原発事故による放射線の影響で、小児の甲状腺にしこりができることを危惧されている方もいらっしゃるかとは思いますが、今回の検査はあくまでも現在の甲状腺の状態を把握するためのものです。

以上のことから、二次検査が必要ということが放射線による影響が甲状腺に現れたということではありません。

【甲状腺検査に関するお問い合わせ先】

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

電話番号 024-549-5130 (9:00~17:00)